

議案第98号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

緊急執行を要した下記のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成22年6月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について

(別紙)

専決第15号

### 専決処分書

次の件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成22年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

#### さいたま市市税条例の一部を改正する条例

さいたま市市税条例(平成13年さいたま市条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収) 第37条 [略] 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第28条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。 3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないとして認められる特別の事情が生	(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収) 第37条 [略] 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得及び <u>公的年金等</u> に係る所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得及び <u>公的年金等</u> に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第28条第1項の申告書に給与所得及び <u>公的年金等</u> に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。 3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得及び <u>公的年金等</u> に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得及び <u>公的年金等</u> に係る所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴

じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第44条の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

5 [略]

6 [略]

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第38条 前条第1項から第3項までの規定による特別徴収に係る市民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において、同条第1項の納税義務者に対して給与の支払をする者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。)(他の市町村内において給与の支払をする者を含む。以下同じ。)で、所得税法第183条の規定により給与の支払をする際、所得税を徴収して納付する義務があるもののうち、市長が指定したものとし、前条第5項の規定による特別徴収に係る市民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者とする。

2 [略]

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条の2 [略]

2 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合(第37条第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項ただし書に規定する場合を除く。)においては、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき年金所

収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 [略]

5 [略]

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第38条 前条第1項から第3項までの規定による特別徴収に係る市民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において、同条第1項の納税義務者に対して給与の支払をする者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。)(他の市町村内において給与の支払をする者を含む。以下同じ。)で、所得税法第183条の規定により給与の支払をする際、所得税を徴収して納付する義務があるもののうち、市長が指定したものとし、前条第4項の規定による特別徴収に係る市民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者とする。

2 [略]

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条の2 [略]

2 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合(第37条第2項ただし書に規定する場合を除く。)においては、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の

得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によって徴収することができる。

3 [略]

(法人の市民税の申告納付)

第45条 [略]

2~5 [略]

6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第46条第3項及び第48条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第46条第3項及び第48条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第48条第2項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第8条の規定を適用することができる。

附 則

第33条 [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第39条 [略]

2 [略]

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9

方法によって徴収することができる。

3 [略]

(法人の市民税の申告納付)

第45条 [略]

2~5 [略]

6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の5に規定する連結完全支配関係をいう。第46条第3項及び第48条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第46条第3項及び第48条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第48条第2項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第8条の規定を適用することができる。

附 則

第32条の2 [略]

(読替規定)

第33条 法附則第31条の2第1項の規定の適用がある土地に係る特別土地保有税については、第116条中「又は第587条第2項」とあるのは「若しくは第587条第2項又は法附則第31条の2第1項」とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第39条 [略]

2 [略]

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の

の2、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(読替規定)

第54条 法附則第15条第1項、第9項、第23項、第26項、第30項、第31項、第33項から第36項まで、第38項、第40項、第41項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第31項から第33項まで」とあるのは、「若しくは第31項から第33項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

9の2から第37条の9の5までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(読替規定)

第54条 法附則第15条第2項、第13項、第28項、第29項、第33項、第36項、第37項、第39項、第40項、第42項から第45項まで、第47項、第49項から第55項まで若しくは第57項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第31項から第33項まで」とあるのは、「若しくは第31項から第33項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後のさいたま市市税条例(以下「改正後の条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 平成22年度分の個人の市民税についての改正後の条例第37条第2項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定の適用については、同条第2項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成22年4月30日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申出があるとき」とする。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 改正後の条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成22年度以後の年度

分の都市計画税について適用し、平成21年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。